

知っておきたい

M & A

用語解説

『ZEIKEN LINKS「用語集」より』

M & Aにおける 粉飾決算

M & Aにおいて、対象会社に粉飾決算が発覚した場合に最も懸念されるのは、税務リスクである。粉飾決算により利益を仮装し過大に納税していても、過大納税分全額について還付を受けられることは難しい場合が多い。したがって、粉飾決算により利益を過大に計上した会社はその粉飾決算を是正しても、納めた税金の還付を全額受けられない場合、納税負担が大きくなってしまふ。逆に、利益を過少に計上していると、追徴課税を受け

るリスクがある。その結果、M & Aにおいて、このような税務リスクを残したまま買主が株式譲渡により会社を買収することは、通常選択しにくく、事業譲渡の方法によらざるを得ないと考えられる。

ノンネームシート

M & A対象企業の概要を対象企業が特定されない程度に匿名でまとめたもの。M & A業者が候補先への打診の際に使用する。打診した候補先が関心を示したら秘密保持契約を締結後、より詳細情報を開示して買収についての検討を行う。1次情報、1枚ものともいう。

M & Aにおける 表明保証

M & Aにおいて、売り手と買い手がお互いに開示した資料や情報、話した内容等について真実かつ正確であることを表明して保証す

ることをいう。

特に買い手は、買収後に、売り手から提供された情報に嘘や間違いがあると困ることから、売り手に対して、嘘や間違いはなくもしあつた場合は損害を賠償する、という表明保証条項を売買契約書等に記載するよう要求することが一般的である。

M & Aにおける NDA

通常M & Aでは、売り手企業やファイナンシャルアドバイザーが買い手企業へ接触を始める段階では、対象会社を特定できる情報(固有名称等)は開示されず、事業規模や概要情報のみが提供されることが一般的である。この段階で買収に関心を持った買い手企業がさらなる検討を進めるために署名・差入れを求められる書面がNDA(Non-disclosure agreement: 秘密保持契約書と呼ばれるものである)。

NDAは、買い手企業が売り手企業及び対象会社に対して、提供

された情報をM & Aの検討目的以外に使用しないこと、第三者に漏洩しないこと等を誓約するものである。買い手企業は、買収対象会社のより具体的な情報(例…インフォメーションメモランダム)に基づき、

さらにM & Aを次のステップを進めるかどうかの判断を行う。

DCF法

DCF法は、将来評価対象会社が獲得すると期待されるキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによつて企業価値を算定し、余剰資金、非営業資産及び有利子負債を調整することにより株主価値を算定する方法である。

評価対象会社は継続企業として将来継続的に一定の収益を獲得することが期待されており、DCF法は一般的に将来の収益獲得能力を反映させるのに効果的だと言われている。